

土地改良関係施設補助金交付要綱

昭和 31 年 7 月 28 日付け 31 農地第 3543 号（管）
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2370 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

農林水産事務次官

（通則）

第 1 農林水産大臣は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の施行に伴う土地改良関係の事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては土地改良法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第 2 第 1 に規定する事業等及びこれに要する経費に対する補助率は、次の表のとおりとする。

事業種別	細 目	補 助 率
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（平成 8 年 7 月 31 日付け 8 構改 A 第 595 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 による事業	当該維持管理事業費の 30％。 ただし、基幹水利施設管理事業実施要綱別表 2 に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設については当該維持管理事業費の 1／3
	基幹水利施設管理事業実施要綱第 6 の 2 による事業	当該維持管理事業費の 1／3
	基幹水利施設管理事業実施要綱第 6 の 3 による事業	定額

（書類の提出先）

- 第3 第4、第7、第9、第11第1項及び第2項、第12第1項及び第3項、第14第1項及び第2項並びに第16第1項に規定する書類の提出先については、北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県にあっては地方農政局長とする。なお、北海道開発局長は、北海道知事から書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

（申請手続）

- 第4 規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を第3に規定する提出先に提出するものとする。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 地方農政局長等は、第4の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第4の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。
- 3 農林水産大臣は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

（申請の取下げ）

- 第7 都道府県知事は、第4の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を第3に規定する提出先に提出しなければならない。

（契約等）

- 第8 都道府県知事は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第9 都道府県知事は、規則第3条第1号の規定により当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等から計画変更、中止又は廃止の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書を第3に規定する提出先に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、第1項又は第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決

定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 4 農林水産大臣は、第1項又は第2項の規定による書類の提出を受け、変更承認する場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

(軽微な変更)

- 第10 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 経費の配分の変更及び収支予算の変更
- (2) 事業の内容の変更

(事業遅延の届出)

- 第11 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を第3に規定する提出先に提出し、地方農政局長等の指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の第3に規定する提出先への提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第12 都道府県知事の報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに第3に規定する提出先に提出するものとする。

ただし、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局（北海道にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。その場合、都道府県知事は第1項に準じ、作成した遂行状況報告書を第3に規定する提出先に提出するものとする。

(概算払)

- 第13 都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、第12第1項ただし書の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 14 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 5 号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を第 3 に規定する提出先に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 6 号により作成した年度終了実績報告書を第 3 に規定する提出先に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 15 地方農政局長等は、第 14 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 農林水産大臣は、第 1 項の規定により額の確定をする場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

(額の再確定)

- 第 16 都道府県知事は、第 15 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 14 第 1 項に準じて第 3 に規定する提出先に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 15 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 15 第 2 項から第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 17 地方農政局長等は、第 9 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに

係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。
- 5 農林水産大臣は、第1項により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合、北海道開発局長を経由し北海道知事に通知する。

（財産の管理等）

- 第18 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第19 取得財産等のうち令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第20 都道府県知事は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第21 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 22 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 8 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 23 都道府県知事は、第 4 の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 9 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 12 の規定による状況報告、第 13 の規定による概算払請求、第 14 第 1 項による実績報告、第 14 第 2 項による年度終了実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 都道府県知事が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第 24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 から第 12、第 14、第 16 から第 18 まで及び第 20 から第 22 までの規定に準ずる条件並びに 次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 法、令、規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない 財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
 - 5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 6 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附則

- 1 第2に掲げる国営造成施設県管理費補助事業であって、平成7年度の国の補助金が交付され、平成8年度以降もなお「土地改良関係施設補助金交付要綱の一部改正について」（平成8年7月31日付け8構改A第597号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱の第2の細目の欄の（1）の別表に掲げる事業の要件に該当するものにあつては、第2の規定にかかわらず、当該事業に係る補助率を40%とする。
- 2 土地改良関係施設補助金交付要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2467号農林水産事務次官依命通知）による改正後の本要綱の規定（管理諸費及び事務費に係るものに限る。）は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の助成について適用し、平成21年度の歳出予算に係る国の助成で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日付け2農振第2923号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第2の表中、事業種別の欄に掲げる基幹水利施設管理事業であって、国営造成施設県管理費補助事業として令和2年度の国の補助金が交付され、令和3年度以降もなお「土地改良関係施設補助金交付要綱の一部改正について」（平成8年7月31日付け8構改A第597号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱の第2の細目の欄の（1）の別表に掲げる事業の要件に該当するものにあつては、第2の規定にかかわらず、当該事業に係る補助率を40%とする。
- 3 この通知による改正前の本要綱に基づき、令和2年度に国営造成施設県管理費補助事業として国の補助金が交付され、令和3年度以降もなお、基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第5の2に掲げる要件を満たす事業にあつては、同要綱第6から第8までの規定にかかわらず、当該事業の補助金交付申請を行うことができるものとする。

附則（令和4年3月31日付け3農振第3072号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年12月2日付け4農振第1954号）

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附則（令和6年4月1日付け5農振第2665号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年4月1日付け6農振第2370号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度〇〇補助金交付申請書

番
年 月 日
号

〇〇農政局長

北海道にあっては農林水産大臣
（国土交通省北海道開発局長 経由）
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり〇〇を実施したいので、土地改良関係施設補助金交付要綱により、補助金〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

- （1）事業の名称
- （2）施行主体名
- （3）地区の名称
- （4）事務所の所在地
- （5）事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間 自 年 月 日 至 年 月 日	摘 要
管 理 費 整 備 費 電 力 料 包括的民間委託推進費	円		

3 経費の配分

費 目	事業費	国 庫 補 助 金	国庫補助金以外の財源			摘 要
			県（都道府）	市 町 村	土地改良区	
管 理 費 整 備 費 電 力 料 包括的民間委託推進費	円	円	円	円	円	

（注）実施計画書、関係図画及び都道府県の補助金交付規定又は要綱を添付すること。なお、都道府県の補助金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

4 事業の完了予定年月日（又は完了年月日）

〇〇年度〇〇補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長

北海道にあっては農林水産大臣
（国土交通省北海道開発局長 経由）

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知のあった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更し、
〔金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので土地改良関係施設補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

（注）

- 1 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。
- 2 上記の「関係書類」とは、別記様式第1号の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで、上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

〇〇年度〇〇補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
 北海道にあっては農林水産大臣
 （国土交通省北海道開発局長 経由）
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、土地改良関係施設補助金交付要綱の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

（注）括弧内は、該当するものを記載すること。

2 補助事業の遂行状況

（1）事業別状況

地区名	費 目	実施計画		出 来 高		進捗率 ((B)/(A))	備 考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円		
						%	

（注）

- 1 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載すること。
- 2 都道府県営事業については、備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日（完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載）を記載すること。
- 3 間接補助事業については、事業1本にし、地区名欄に地区数を記載すること。

（2）事業着手 年 月 日

（3）事業完了予定 年 月 日

（注）完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
 北海道にあっては農林水産大臣
 （国土交通省北海道開発局長 経由）
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に基づき、〇〇を実施中であるが、その〇〇年〇〇月末現在の状況については下記のとおりであるので、土地改良関係施設補助金交付要綱により報告する。

記

1 事業別状況

地区名	費 目	実施計画		出 来 高		進捗率 (B)/(A))	備 考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

（注）

- 1 都道府県営事業については、備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
- 2 間接補助事業については、事業1本にし、地区名欄に地区数を記載すること。

2 事業着手 年 月 日

3 事業完了予定 年 月 日

別記様式第 5 号（第 14 第 1 項関係）

〇〇年度〇〇事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
〔 北海道にあっては農林水産大臣
（国土交通省北海道開発局長 経由）
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知のあったこの事業について、
下記のとおり事業を実施したので、土地改良関係施設補助金交付要綱により報告する。
（なお、併せて精算額〇〇円の交付を申請する。）

記

（注）

- 1 記の記載事項は、別記様式第 1 号の記の記載要領に準ずる。
- 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の 4
の事業の完了年月日に加え、間接補助金の交付完了年月日を（ ）書きで記載
すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、
帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか、補助金交付申
請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書
類を添付すること。

〇〇年度〇〇補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道にあっては農林水産大臣
（国土交通省北海道開発局長 経由）
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良関係施設補助金交付要綱により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助対象事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年 月 日
	交付対象 事業に要 する経費 (A)	国 庫 交付金	(A) のう ち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内 完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本様式は、年度内に交付対象事業が完了しなかった場合に提出するものとする
（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額
全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつ
た場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の
金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管 土地改良関係施設補助金							処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					耐用年数		承 認				
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容			
									国庫 補助金	都道府 県 費	市町村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第8号（第22関係）

〇〇年度
農林水産省所管

土地改良関係施設補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。